
2011 年度
日本法哲学会
学術大会・総会 案内

日 時 2011 年 11 月 12 日 (土)・13 日 (日)
会 場 一 橋 大 学 (東京都国立市) 東キャンパス
 東 1 号館 1201 教室、1202 教室、東 2 号館 2201 教室
 受付：東 2 号館 1 階
統一テーマ 「功利主義ルネッサンス—統治の哲学として」

1 プログラム

1.1 第 1 日 午 前 の 部 < 個 別 テ ー マ 報 告 >

| A 分科会 (東 1 号館 1201 教室)

9:00 ~ 9:45 伊藤 克彦 (日本学術振興会特別研究員)
 「D. Wiggins のニーズの概念に関する一考察」
9:50 ~ 10:35 松島 裕一 (摂南大学助教)
 「「法律の一般性」の思想史的起源にかんする一考察」
10:40 ~ 11:25 稲田 恭明 (東京大学助手)
 「国連先住民族権利宣言の意義と課題」

| B 分科会 (東 1 号館 1202 教室)

9:00 ~ 9:45 栗田 佳泰 (富山大学)
 「憲法教育の「法定」に関する序論的考察
 —リベラリズムに基づく立憲主義の立場から—」
9:50 ~ 10:35 山崎 友也 (金沢大学)
 「裁判員制度を正当化する憲法理論とは何か」
10:40 ~ 11:25 松原 光宏 (中央大学)
 「ルール・原理の区別と憲法解釈」

1.2 < 特別講演 > (東 2 号館 2201 教室)

11:30 ~ 12:15 佐藤 節子 (青山学院大学名誉教授)
 「研究生生活 60 年を振り返って
 —規範言語の概念分析、機能分析を経て法の間学へ—」

1.3 第1日午後 の部 <ワークショップ>

| Aワークショップ (東1号館 1201 教室)

13:30 ~ 15:10

A-1 「ヘーゲルと現代社会—法・国家・市民社会—」

開催責任者: 篠原 敏雄 (国土舘大学)

司会者 篠原敏雄 (国土舘大学)

報告者 重松博之 (北九州市立大学)

「ヘーゲル承認論と「市民社会」」

コメンテーター

・ヘーゲル関連 永尾孝雄 (熊本県立大学)

・カント関連 高橋洋城 (駒澤大学)

・ルソー関連 神原和広 (久留米大学)

全体討論

15:10 ~ 15:20 休憩

15:20 ~ 17:00 A-2 「法とノルムの哲学—ミシェル・フーコーから法理論へ」

開催責任者: 関 良徳 (信州大学)

西迫大祐 (明治大学博士課程)

「フランソワ・エワルドにおけるノルムと正義」

関 良徳 (信州大学)

「法的複合体の概念と法の未来図 (仮題)」

綾部六郎 (同志社大学助教)

「ノルム概念からの法概念論への接近 (仮題)」

中山竜一 (大阪大学)

「総括コメント」

| Bワークショップ (東1号館 1202 教室)

13:30 ~ 15:10

B-1 「家族という経験と法

—親密圏からのまなざし、親密圏へのまなざし—」

開催責任者: 那須 耕介 (摂南大学)

那須 耕介 (摂南大学)

「開催趣旨説明」

岡野 八代 (同志社大学)

「『家族』の可能性—自由論のなかで」

田村 哲樹 (名古屋大学)

「家族における依存関係と『政治』」

池田 弘乃 (元東京大学大学院博士課程)

「親密圏を制度化する: 法と法-外の交錯」 (仮)

小久見祥恵（日本学術振興会特別研究員）
「『契約アプローチ』再考
—家族関係を捉える法的枠組みをめぐって」
質疑応答

15:10 ～ 15:20 休憩

15:20 ～ 17:00 B-2 「日韓における刑事裁判への国民参加
—日本の裁判員制度との比較を通して」
開催責任者：岡 克彦（県立福岡女子大学）
岡 克彦（県立福岡女子大学）・司会兼任
「本ワークショップの趣旨説明」
崔 鍾植（大阪商業大学）
「韓国における国民参与裁判の意義と展望」
石田 倫識（愛知学院大学）
「日本における裁判員裁判の意義と課題」
竹下 賢（関西大学）
「コメント」
質疑応答

1.4 第1日午後 の 部 <総会> （東2号館 2201 教室）

17:10 ～ 17:40 IVR日本支部総会

- (1) 会計・会務報告
- (2) 第10回神戸記念レクチャーについて
- (3) 第25回IVR世界大会(フランクフルト)について
- (4) その他

日本法哲学会総会

- (1) 会計・会務報告
- (2) 役員改選について
- (3) 2011年度法哲学年報編集について
- (4) 2012年度学術大会について
- (5) その他

18:00 ～ 20:00 懇親会 （マーキュリータワー7階マーキュリーホール）

- 1.5 第2日午前の部 <統一テーマ報告> (東2号館 2201 教室)
- 9:00 ~ 9:20 若松 良樹 (成城大学)
統一テーマ「功利主義ルネッサンス—統治の哲学として」
について
- 9:20 ~ 10:05 児玉 聡 (東京大学)
「功利主義と公衆衛生」
- 10:05 ~ 10:25 鈴木 慎太郎 (愛知学院大学)
「児玉報告へのコメント」
- 10:25 ~ 11:10 小松 佳代子 (東京藝術大学)
「功利主義と教育
—J・ベンサム統治論における教育の位置づけを
中心として—」
- 11:10 ~ 11:30 関 良徳 (信州大学)
「小松報告へのコメント」
- 1.6 第2日午後の部 <統一テーマ報告およびシンポジウム>
(東2号館 2201 教室)
- 12:45 ~ 13:30 安藤 馨 (神戸大学)
「統治理論としての功利主義」
- 13:30 ~ 14:15 大屋 雄裕 (名古屋大学)
「功利主義と法：統治手段の相互関係」
- 14:15 ~ 14:40 井上 達夫 (東京大学)
「安藤報告・大屋報告へのコメント」
- 14:40 ~ 15:10 休憩
- 15:10 ~ 17:00 シンポジウム「功利主義ルネッサンス—統治の哲学として」
司会 若松 良樹 (成城大学)・ 烏澤 円 (関東学院大学)
- 17:00 閉会の辞 日本法哲学会理事長 井上 達夫 (東京大学)

2 役員選挙のお知らせ

今年度は、役員選挙の行われる年です。学術大会第1日目の会場受付で投票用紙と名簿をお渡ししますので、同日午後の部の開始(13:30)までに投票をお済ませください。

3 会費納入のお願い

普通会員の年会費は6,000円（ただし『法哲学年報』の配布を希望しない場合は3,000円）となっております。同封の「会費請求書」をご確認の上、同封振込用紙にて会費をお振り込み下さい。なお、学術大会・総会にご出席になる場合には、会費の納入が確認できた会員には会場受付にて『法哲学年報』をお渡しすることができます。（学術大会直前に会費を振り込まれた場合、事務局による会費納入の確認が間に合わないこともありますので、会場受付にて『法哲学年報』をお受け取りになりたい場合は、振込を証明する書類を学術大会受付にご持参ください。）

4 担当校からのご案内

4.1 学術大会・総会会場

一橋大学（東京都国立市）

〒186-8601 東京都国立市中2丁目1番地 Tel:042-580-8000（一橋大学）

受付：東2号館1階

会場：東1号館2階1201・1202教室、東2号館2階2201教室

*会場へのアクセスについては、本案内末尾の地図をご覧ください。

4.2 懇親会

日時：11月12日（土） 18:00～20:00

会場：マーキュリータワー7階マーキュリーホール

会費：会費5000円（学生は4000円）

4.3 昼食

昼食はご用意いたしません。大学周辺の飲食店をご利用下さい。

大学周辺の飲食店については、大会当日ご案内いたします。

4.4 宿泊

各自でご手配下さい。都心のほか、吉祥寺、国分寺、立川、八王子などの中央線沿線にホテルがあります。

5 お問い合わせ先

5.1 担当校

〒186-8601 国立市中2丁目1番地 一橋大学法学研究科

森村進 研究室 E-mail: morimura.susumu@r.hit-u.ac.jp Tel:042-580-8506

5.2 日本法哲学会事務局

〒192-0393 東京都八王子市東中野 742-1

中央大学法学部 石山文彦研究室気付 日本法哲学会

Tel: 042-674-3156 Fax: 042-674-3133

E-mail: secretariat@houtetsugaku.org（アドレスが変更になりました）

<http://www.houtetsugaku.org/>（アドレスが変更になりました）

6 資料コーナーについて

本学術大会では、会員のための資料コーナーを設けますので、資料の配付をご希望の会員は、日本法哲学会事務局まで氏名と配布物を届けて下さい。なお、当該会員は、配布について全般的な責任を負うこと、また、金銭の授受を行わないこととなっております。

学術大会・総会のご出欠、懇親会のご出欠について、同封の出欠葉書にて、

10月31日（月）までにお知らせ下さい。

報告要旨

<個別テーマ報告>

| A 分科会

「D. Wiggins のニーズの概念に関する一考察」

伊藤 克彦（日本学術振興会特別研究員）

David Wiggins は、形而上学、言語哲学やメタ倫理学等の領域で名前を知られるが、彼が政治哲学・倫理的領域におけるニーズ(needs)の概念の分析というトピックでも業績を残していることは、日本では取りあげられる機会は少ないように思われる。英米圏の議論において、ニーズという概念自体は Wiggins 以外の論者もしばしば取りあげているが、その内容に関しては見解が別れており、今回の報告で Wiggins の議論をとりあげるのは、倫理学・政治哲学におけるニーズを中心とする理論を提唱している Soran Reader や Gillian Block などの最近の若い論者が Wiggins の議論に強い影響を受けているという点、また Wiggins はニーズの概念を権利の概念と強い関連性を持つと考えており、法哲学的にも重要な概念である「権利」に対して新たなアプローチの可能性が示唆されるという点などからである。

ニーズの概念は、一般的にはまだ不明確なものであると考えられており、特別な種類の欲求と同一視されることが多い。Wiggins にとってのニーズの概念とは、特定の時点・状況における行為主体と対象との間の「それなしではやっていけない」ある種の依存関係であり、また時間と場所によって相対的かつ個別的な概念であるためニーズを表す文や命題には条件節を伴うという特徴があるとされる。そして依存対象への代替不可能性やその対象が欠乏していることによる危害の大きさによって、そのニーズの緊急性や切迫度は増すことになる。また、Wiggins によれば、権利の概念はニーズの対象から派生する利益の権限を個人に与えるものとして理解され、このアプローチをとることで、権利の内容が常に不確定でありつつも外部世界の状況に依存せざるを得ないア・ポステリオリな性質を説明することができると論じる。

もともと近年の倫理学・政治哲学の領域ではニーズの問題が正義や平等の問題に解消されることが多く、同僚の哲学者・経済学者からの反応は冷淡だったと Wiggins は回想している。特に Wiggins が問題とするのは、正義とニーズの関係である。Wiggins は Rawls の正義の二原理の議論を念頭に置きつつ、当初はニーズや権利の擁護者としての性質を正義概念は持っていたかもしれないが、歴史的变化によってそれ以外の要素を正義概念は包含するようになったとされ、その結果、ニーズの擁護者としての正義とそれ以外の歴史的に付加された要素とコンフリクトを起こす可能性があるとして論じ、ニーズの概念が他の概念に還元できない「それ独自」(sui generis)な性格を強調する。

ニーズの議論は、非基礎付け主義かつ認知主義の立場による価値の問題の説明を目指したものであると Wiggins は述べる。規範的判断の内容が定まらないことと規範的判断の真偽が問えないことの間には微妙な差異があるように長年感じていたのだが、従来の法哲学の議論ではこの二つを同一の主張として理解する傾向があるように思われ、法哲学における規範理論の問題においても、新たな知見が得られることが期待される。

「法律の一般性」の思想史的起源にかんする一考察

松島 裕一（摂南大学助教）

「一般性」(generality, Allgemeinheit) は法 (法律) が備えるべき属性のひとつと理解され、法学者たちによって熱心に論じられてきたテーマである。現在でも日本国憲法 41 条の立法概念に関連して法律の一般性が議論されているが、その思想史的起源は日本国憲法よりもはるかに古く、古代ギリシア思想にまで遡ることができる。特にその理論的な始祖としてしばしばアリストテレスの名前が挙げられている (例えば、芦部信喜「現代における立法」同『憲法と議会政』257 頁参照)。

しかし、従来の研究を振り返ってみると、アリストテレスあるいは古代ギリシア思想への部分的な言及は散見されるものの、それらに焦点を絞って法律の一般性を主題的に論じた邦語文献は意外なほど少ない。それゆえ、アリストテレスの知名度とは裏腹に、法律の一般性にかんして彼がどのような主張をしているかはあまり知られていないのが実情ではないだろうか？

そこで本報告では先行研究の間隙を埋めるべく、古代ギリシア思想、とりわけアリストテレスの著作を手がかりにして法律の一般性の意義を検討してみたい。具体的な報告の手順としては以下を予定している。

まずアリストテレスが法律の一般性について論じたテキスト群を瞥見したうえで、彼の主張のなかに混在する二つの側面、すなわち「法律は一般的でしかありえない」という消極的な事実的側面と「法律は一般的でなければならない」という積極的な規範的側面を明らかにしたい。次いで、アテナイ国制史研究などの知見を参照しながら、そのそれぞれの側面に簡単な考察を加え、最後に現代の法学説との連続性と断絶を視野に入れつつ、若干の私見を述べることができると考えている。

ちなみに報告者の管見の限りでは、『ニコマコス倫理学』(EN)、『政治学』(Pol.)、『弁論術』(Rhet.) の三つの真作と、真作性の疑われる『大道德学』(MM) および『アテナイ人の国制』(Ath. pol.) において法律の一般性についての記述が見出される。該当箇所は以下のとおりである (報告当日のレジュメではすべて紹介することを予定している)。

- 【A】 EN V 10, 1137b11~19
- 【B】 EN V 10, 1137b26~32
- 【C】 Pol. II 8, 1269a11~12
- 【D】 Pol. III 11, 1282b1~5
- 【E】 Pol. III 15, 1286a9~12
- 【F】 Pol. IV 4, 1292a30~37
- 【G】 Rhet. I 1, 1354b5~8
- 【H】 Rhet. I 13, 1374a29~31
- 【I】 * MM II 1, 1198b27~28
- 【J】 *Ath. pol. IX 2

国連先住民族権利宣言の意義と課題

稲田 恭明（東京大学助手）

2007年9月に国連総会で採択された「先住民族の権利に関する国際連合宣言（以下、国連宣言）」は、国連人権小委員会の下に設けられた先住民作業部会（WGIP）で1985年に起草作業が始まってから22年の歳月をかけて採択されたものであるが、私見によれば、以下の3点において歴史的な意義を有している。まず内容面では、第1に、国際法の歴史上、初めて下位国家集団の自決権が認められたこと、第2に、集団的権利が個人の人権と両立可能であるばかりでなく、不利な立場の集団に属する個人の権利を十全に保障するためにこそ積極的に要請されるものであることが正面から認められたことである。第3に、手続き面では、世界各地の先住民族組織の代表が起草過程に参加することにより、先住民族の主張・要求・ニーズが直接表明され、先住民族の国際法主体性が手続き面からも認められたことである。

このような画期的意義を持つ宣言ではあるが、その起草過程においては、特に次の3点が大きな争点となった。第1に、「先住民族」とは誰か、という権利主体の定義をめぐる問題である。第2に、国家の下位集団である先住民族の自決権を認めるべきか、認めるとすればその内容と限界は何か、という権利内容をめぐる問題である。第3は、集団的権利を認めるべきか、個人権との関係はどうなのか、といった問題である。このうち、第2と第3の論点については、激しい論争ののち、最終的にはいずれも肯定する宣言が採択された。第1の点については、「先住民族に属する個人の権利」（第9条）と「自らの構成員を決定する先住民族の集団的権利」（第33条）とに言及したのみで、客観的な定義については規定しなかった。

このように、定義条項を持たないことは、国や地域の具体的な状況に応じて柔軟に適用するというプラス面も有している。しかし、もともと（1970年代頃から）米州とオセアニアにおいて欧州からの植民者による征服の犠牲者である元々の住民の子孫について使用され始めたこの概念を、歴史的背景の全く異なるアジアやアフリカにおいて適用するとき、その概念の中核的意味が曖昧化するのを免れず、ひいては適用対象の一貫性が失われることも避けがたい。しかしそれにもまして問題なのは、国際法上、先住民族の主張しうる権利と、その他のマイノリティの主張しうる権利との間に余りにも大きな格差が存在することである。そのため、これまではマイノリティ、あるいは少数民族と見なされていた集団が先住民族を自称し始めるといった現象も起きている。先住民族の概念を少数民族やその他のマイノリティにまで適用可能なように拡張することは、国家の警戒心を高めることで、かえってこうしたアプローチの持続可能性を損なうかもしれない。

国連宣言の起草過程でなされた議論や学説を振り返りつつ、先住民族の概念を再検討するとともに、自決権が認められる根拠と主体を再考する。

（*当日の報告内容は多少変更される可能性があることを予めお断り致します。）

教育基本法は憲法教育を「法定」していると言えるが、これには従来から賛否両論ある。本報告の目的は、憲法学者である斎藤一久の整理に従いながらこれまでの議論の流れを整理し、憲法教育の「法定」をめぐる論点をリベラリズムに基づく立憲主義の観点から明確にすることにある。本報告において「立憲主義」とは、さしあたり芦部信喜のことばを借りて、憲法を用いて「専断的な権力を制限して広く国民の権利を保障する」思想を指し、「リベラリズム」とは、阪口正二郎のことばを借りて、「国家=政治の領域は何が善い生き方かという問題についてなるべく中立的であるべき」とする政治哲学を指すものとする。

斎藤によれば、「主権者教育説」と「自由主義的教育法学説」とが伝統的に対立してきた。憲法教育について、前者は憲法の最高法規としての法的拘束力を何らかの形で肯定しようとするが、後者はそれを否定しようとするものである。斎藤は、前者も憲法に法的拘束力を認めた結果として具体的な主張を行うわけではないので、教育の現場では事実上それほどの違いは生じないと言う。そこでは、憲法教育の妥当性や必要性そのものは争われていなかった。しかし、近時、憲法教育と「教師の教育の自由」や「思想・良心の自由」との間での緊張（以下、「緊張」とする）が問題とされてきている。一つの処方箋は、憲法教育を一切行わないというものである。しかし、そうしたところでその他の教育との間では緊張が生じうるし、妥当でもない。もう一つの処方箋は、緊張を回避する形で憲法教育を正当化するというものである。この種の処方箋は論者によって様々なものが提出されている。

接近法が対照的な二人の論者を例に挙げる。戸波江二によれば、憲法は「個人の尊重、他者への寛容、差別の克服、自由な思想・表現、民主的な意思決定、民主政治、平和への志向など」の「基本価値」に基づき、これらの憲法価値は「現代日本の政治社会の基底をな」し、「国際的に承認」されているので、憲法教育は法的に正当化される。西原博史によれば、憲法 19 条に規定される思想・良心の自由から「一定範囲で個人の信条問題に対する国家の中立性」の原則が導かれるが、「憲法価値の伝達」は例外として許容される。両者ともに憲法教育の法的正当性を認める点では同じだが、戸波は憲法価値そのものの普遍性・基底性を論拠にし、西原は「国家が同一化する理念体系」が「憲法秩序」にほかならないことを論拠にしている点で異なる。

報告者は、以上の二つの説明は十分なものではないと考えている。戸波の挙げる憲法価値は多岐にわたり、戸波の議論は内容として「主権者教育説」に近すぎて緊張を回避できないように思われる。また、「国家の中立性」を用いた西原の議論は、憲法教育が例外となる理由について形式的にすぎるように思われる。

そこで報告者は、憲法価値の中でもとくに「個人の自律」が重要であることや、どのような善き生の構想をもつていようとも、合理的に見て誰にでも必要な、たとえば言語といった「基底」的な価値であれば例外となりうることを示して、新たな処方箋の提出を試みる。

裁判員制度を正当化する憲法理論とは何か

山崎 友也（金沢大学）

裁判員制度が施行されて2年が経過した。最高裁判所をはじめとする法曹三者やマス・メディア、法学関連の諸学会による入念な議論・準備・広報のかがあって、同制度は上々の滑り出しを果たしたと受け止められている。しかし、同制度の根拠づけや正当化の仕方について必ずしも議論が尽くされたとはいえない。同制度の憲法適合性を審査中（2011年8月10日現在）の最高裁大法廷の判断が注目されるところであるが、本報告は、同制度を正当化する（と論者が主張する）憲法理論を整理したうえで、これらを批判的に検証することを目的とする。

同制度の合憲性については、「裁判」ないし「裁判所」に一般市民を関与・参加させることが可能か、すなわち司法権をどう構成するべきかという観点から専ら議論されてきた。しかし、裁判員が負う一連の職責が裁判員各人の基本権を侵していないかについて議論は未だ十分とはいえない。内心の自由との抵触は議論の対象となってきたものの、裁判員の職責を労役賦課の合理性という観点、例えば、裁判員の職責が憲法18条の禁止する「意に反する苦役」に該当しないかという観点から検討したものはほとんどない。

もともと、憲法典の条文解釈（の説得力）は究極的には特定の憲法理論に依存するものである以上、同制度の合憲性も何らかの憲法理論によって正当化されるはずである。ある論者は、「公共的討議の場」を創設するための「陶冶の企て」である同制度への参加を一般市民に義務づけても、「意に反する苦役」（憲法18条）には該当しないと説く。この学説は、司法制度改革審議会の最終意見書に討議民主主義的思考ないし共和主義的思考を読み込んでいる。

しかし、そもそも同意見書から上記のような「公民的徳性の涵養」という濃厚な意図を読み取ることが可能なのか疑問であるし、何より「裁判という公共的討議への参加こそが真の自由である」というこの学説の理解が現行憲法の前提とする憲法理論と調和するのかシリアスな検証が必要であろう。この学説によれば、公民的徳性の涵養を目的とする国家が、その手段として一般市民の裁判への参加・裁判における討議を要請しても構わないということになるからである。このような「国家」と「国民」との関係理解は、例えば「リベラリズム」によって正当化できるのだろうか。関連する内外の諸学説との対話を通じて私見めいたものを披露してみたい。

ルール・原理の区別と憲法解釈

松原 光宏 (中央大学)

法におけるルール・原理の区別については、英語圏では R.ドゥオーキン、ドイツ語圏では J.エッサー及び R.アレクシーの見解が代表的とされてきた。本報告は、ルール・原理の区別論が「法への理解にどの程度貢献しているのか」という観点（亀本洋）から、これまでの業績に再検討を加えるが、とりわけ憲法解釈にとっての意義についても明らかにしたい。報告は、(1) ドイツ語圏、とりわけ R.アレクシーの質的区別論をめぐる近年の論争を中心とした理論問題、(2) ルール・原理の区別と憲法解釈論、の二つを基軸とする。とりわけ(2)においては、日本国憲法第9条がルールではなく原理であるという理由から、近年新たな9条論を打ち出している長谷部恭男説を取り上げる。

〈特別講演〉

「研究生生活 60 年を振り返って
—規範言語の概念分析、機能分析を経て法の人間学へ—」

佐藤 節子（青山学院大学名誉教授）

1. 戦後自然法論の復興
2. 科学主義の時代
3. 科学（物理学帝国主義）への私の疑念
4. アメリカ・リアリズム法学から A. Hägerström(1868～1939)、その弟子 K.Olivecrona(1907～1980) を代表とするウプサラ・リアリズム法学へ
5. 法律学の主要課題の一つ、法の基本概念、たとえば権利義務、法の拘束力、自由意志などの概念分析および規範の「べき」の存在と態様について。K.Popper の 3 世界説に言寄せて
6. ウプサラ・リアリズム法学によれば、法の基本的諸概念に実体はない
7. 実体概念でないとするればそれらは何か
8. 規範の「べき」の言語遂行機能、すなわち言語により「こと」を為す言語の機能
9. 理性、自由、人権などが人間に、実体として、生得的に付着しているのではないとするれば、では人間とはなにか
10. 人間研究を「ヒト」から始める。多田富雄教授の「かつて日本の科学に哲学が無いといわれたが、日本の哲学には科学が無い」との忠告
11. 宇宙の誕生 137 億年前、地球の誕生 46 億年前、そこに生き物らしいものが生まれて 38 億年。すべての生命の基本である DNA の仕組みが人口に膾炙するにいたって 50 年。そのことがわかる前とわかった後では人間観は当然かわる筈
12. 人間と動物との違い。体系だった言語を持ち、所有を知ったこと、およびそれらを駆使して大自然环境の中に人工自然环境をつくり、それとの接触による生活を実現したこと
13. 11 と 12 の視点に立つ人間観に基づき法学考察の偉業を為した研究者は小林直樹教授である。小林直樹著『法の人間学的考察』岩波書店、2003 年
14. 上記著書に対して、小林教授の人間観では最終的には人間中心主義に行き着くのではないかという私からの疑問の提示。（佐藤節子「小林直樹著『法の人間学的考察』の紹介と批判」青山法学論集、46 巻 4 号、2005 年）
15. 私の紹介と批判に対する小林教授より、佐藤は人間の理性、人権、尊厳性などに懐疑的のようだが、それらは無力、無用なのか、という反論。（小林直樹「法の人間学をめぐる若干の問題——佐藤節子教授の提起と批判に答えて——」社会科学年報 44 号、専修大学社会科学研究所、2010 年 3 月）
16. 小林教授の反論に対する私からの再反論、「（試論 もう一つの「法の人間学」—小林直樹教授の反論に答える—」青山法学論集 52 巻 2 号、2010 年 9 月）
17. 「こと」を為すのに言語をどう使うか

<ワークショップ>

| Aワークショップ

ヘーゲルと現代社会

— 法・国家・市民社会 —

開催責任者：篠原 敏雄（国士舘大学）

法哲学の課題は、現代に生きる我々の法的世界の意味・意義を確かめ、より善い生き方を一人一人の人間が行うことの手助けとなること、と言ってもよいであろう。こうした観点からすれば、勿論、現在流行している諸々の理論の動向にも目を配ることは必要ではあるが、しかし、いわゆる古典とされてきた諸理論に、繰り返し、本格的に取り組むことが、真に必要である。こうした古典に挙げることができるものは、例えば、ホッブズ、ロック、ルソー、カント、ヘーゲル、マルクスとするのは、それ程異論はないであろう。

本ワークショップは、以上の古典のうち、ヘーゲルを取り上げて、上記した法哲学の課題を、多少なりとも、果たそうとするものである。

ヘーゲルは、法学ばかりでなく、あらゆる領域の学問と関わっている。本ワークショップでは、特に『法哲学』に結実するヘーゲルの思索に焦点をあて、そこでの内在的論理を探りあて、検討することにしたい。

その内在的論理とは、例えば、主体性の原理と連帯的共同性との関連、単なる共通性と真の普遍性との関連、教養と承認との関連など、多岐にわたっている。

以上のような内在的論理の検討は、ヘーゲルが生きた十八世紀から十九世紀の西ヨーロッパにおける法・国家・市民社会の存立構造の意義・意味を確かめるために、必要なものであると同時に、二十世紀、二十一世紀における、現在の我々を包んでいる法・国家・市民社会の意義・意味を捉える上でも必要なことなのである。

観方を変えて言えば、現在の我々の法・国家・市民社会の原理的構造を解き明かそうとする場合、現代世界の理論的把握の骨格を、既に提起していた理論家ヘーゲルに立ち戻らなければならない、ということである。

また、法・国家・市民社会の理論的把握という論点ばかりではない。ヘーゲルの考察は、そうした法・国家・市民社会の中で生き、それらを作り、それらを規定し返す国民・市民・人間に関する理論的把握も含まれている。

以上から分かる通り、ヘーゲルの理論は、机上の空論に終わるものではない。

現代の人権侵害、領土問題、東日本大震災をめぐって発生している諸問題、国民間の絆の再構築など、多くの時事的な諸問題を、理論的に捉えるための貴重なヒントが、ヘーゲルの理論の中にはあるのである。

本ワークショップは、現代社会の様々な困難の中で、我々に、一体どのように生きるのか、ということへと深く結びつく形で、ヘーゲルの理論を検討することにしたい。

法とノルムの哲学 — ミシェル・フーコーから法理論へ

開催責任者： 関 良徳（信州大学）

フーコーはその著書『知への意志』の中で次のような言葉を残している。「法はいよいよノルムとして機能するということであり、法制度は調整機能を専らとする一連の機関（医学的、行政的等の）の連続体になります組み込まれて行くということだ。」この予言めいた言葉から四半世紀を経た現在、この言葉の意味を解き明かすとともに、ノルムという概念から法へのアプローチを試みる研究が進められ、法哲学領域は勿論、実定法学の諸領域においても看過しえない存在感を示し始めている。フーコー以後、「ノルム」概念を彫琢し、その本格的な展開を準備したのは、コレージュ・ド・フランスでフーコーの助手を務めた法哲学者フランソワ・エヴァルドであった。彼は、その著書『福祉国家』において、責任、リスク、保険などの諸概念について論じながら、ノルム論の含意を明らかにする一方で、古典的自然法論や近代自然権論から切り離された認識枠組みとしての社会法という観点を示して、現代の正義観念に興味深い分析を施している。エヴァルドによって示された法とノルムをめぐる議論は、今日、法哲学領域において本格的に検討されるべきものである。

こうした状況を踏まえ、本ワークショップでは、西迫大祐（明治大学大学院）がノルム概念の系譜にも言及しながら、エヴァルドの著作群（『福祉国家』から『イノベーション・リスク』まで）を読み解き、リスク、正義、ノルムの関係性について明らかにする（第一報告）。続いて、「法—ノルム」論の新たな展開として、関がフーコー、エヴァルドと引き継がれた「法的複合体」の概念について分析を行う（第二報告）。そして綾部六郎（同志社大学）は、規整的性質を有する規範概念に着目した近年の法学研究の動向を踏まえ、フーコーのノルム概念の法概念論への寄与を明確化することで、その法理論へのポテンシャルを確認する（第三報告）。最後に、これら三報告に対して、フーコー、エヴァルド、ノルム、リスク等をキーワードに、中山竜一（大阪大学）が総括コメントを行う。

以上のように、本ワークショップでは、現在進行中の研究をもとに、「法—ノルム」研究の意義とその魅力、さらには法哲学への潜在的な影響力を明らかにするとともに、今後の研究の可能性について明らかにしたいと考えている。

| Bワークショップ

家族という経験と法 —親密圏からのまなざし、親密圏へのまなざし

開催責任者： 那須 耕介（ 摂南大学 ）

家族はしばしば、のっぴきならない難問のかたちをとって、人の前に現れる。その原因の一部はもちろん、その経験が、突き放して眺める余裕をあたえないほど各自の心身に深く練り込まれていることにあるだろう。だが同時に、それがはじめから解きたい逆説を抱えていることも、私たちは意識せずにはいられない。近代の家族は、“自律した対等な個人”を前提に、またはその（再）創造を請け負うことで、それとは矛盾する人間関係を当然のように是認してきた。そのことによって、家族は、汲めども尽きない難問の泉であり続けてきたのである。

どうすればこの逆説の経験を過不足なく表現し、その解き口を見出せるのだろうか？ 家族をめぐる議論はこれまで、いくつかの鍵となりそうな論点——保護・依存関係の提供と個人の自律の保障との葛藤、プライバシー・親密性の尊重と公益や人権の保護との対立、ケアと暴力のディレンマなど——を通してこれをとらえようとしてきた。だがそうした探求は、家族が逆説として経験される理路の解明に十分成功してきたとはいえない。リベラルな個人主義は、なぜその原則が家族関係の中で徹底されることをためらうのか？ 「個人の自由な選択」と正面から競合するほどかけがえのない、もう一つの家族の形態や価値とは何なのか？ それは各家族の内側ではぐくまれる共同性や協力関係なのか、個人や家族単位の自律にはゆだねられない何らかの“公序”（あるいは“正義”）なのか？

フェミニズムは、この問題に別の登攀路から接近を試みてきた。長く近代家族の否定的側面に矛先を向けてきたその理論的探究の延長線上に、近年、家族固有の実践とその価値をより積極的に見直そうとする動きがみられる。とりわけ、性愛に基づくカップル間の対称的な関係ではなく、脆弱で依存的な存在とケア提供者との非対称的な関係を核に家族を再定義しようとする試みは、家族の中に形づくられる親密圏とその価値、そしてその病理についての理解を、より精妙な形で（そしてより複雑な逆説の源泉として）ゆっくりと更新しつつあるのである。

フェミニズム理論は家族の中の親密圏をどのようにとらえなおそうとしているのか。またその見方に立ったとき、家族をめぐる法制度や政策は、どのような課題を引き受けることになるのか。本ワークショップでは、フェミニズム理論に造詣の深い二人の政治哲学者（岡野、田村）をゲストに迎えて、家族と親密圏をめぐる近年のフェミニズム理論の知見の深まりと、それが提起している問題について論じていただく。この問題提起を受け、二人のフェミニズム法理論家（池田、小久見）が、これらの知見が今後の家族法制度や家族政策に対してどんな示唆をもつのか、またどんな限界に直面することになるのかについて、検討を加える。

日韓における刑事裁判への国民参加－日本の裁判員制度との比較を通して－

開催責任者： 岡 克彦（県立福岡女子大学）

本ワークショップは、日韓両国で現在、施行されている刑事裁判への国民参加の制度を比較しつつ、制度設計、成立過程（諮問機関での審議および立法過程）およびその運用などにおける両国の特質と問題性を解明して、日韓における司法改革の法的意義を明らかにすることを目的とする。

日本の裁判員制度は、2004年5月から関連法令が整備され、09年5月21日から本格的にスタートした。一方、韓国の国民参与裁判制度は、07年6月に「国民の刑事裁判の参与に関する法律」が成立し、日本より先んじて08年1月より施行されている。日韓は、共に一般市民が刑事裁判に参加する方式として、従来、欧米で採られてきた陪審制と参審制を参考にして制度設計がなされた。その特徴は、いずれも両者の混合型である。ところが、制度の内容を見ると、両国における制度の違いが際立っている。①韓国では、被告人の意思（選択権、法官による裁判を受ける権利の保障）や担当裁判官の判断（排除決定制度）で国民参与裁判か、または通常の裁判かを選択することができる。②韓国の陪審員たち（米国の陪審員とその役割が異なるが）が決定した評決や量刑意見は、担当裁判官を法的に拘束する効力がなく、勧告的効力に止まっている。日本で裁判官との対等な立場から有罪か無罪かの判断だけでなく、量刑までも判決の内容を決めることができる裁判員制度とは著しい差異が見られる。現に、日本の場合、量刑の判断で死刑の適用を迫られる責務が、一般市民である裁判員にも求められることになる。

本ワークショップは、こうした両国の制度的な相違に着目しながら、次のような論点の解明を試みるものである。日韓いずれも、司法改革の一環として両制度の導入が議論されたことで共通している。その際、従来の刑事裁判での問題点は何か、そして、刑事裁判でどうして一般国民を司法に参加させることが要請されたのか、という論点を両国の制度設計に関する審議過程や立法過程のなかから析出する。まず、韓国では、主に司法制度への民主化から国民参与裁判制度が要請された。その背景には、前官礼遇などの司法汚職事件によって裁判に対する国民の不信が根強くある（崔報告）。一方、日本では、従来の刑事司法に根本的問題があったとの共通認識が形成されていたのではない。裁判員制度の立法趣旨も、必ずしも刑事司法への民主化に求められたわけではなかった（石田報告）。その結果、韓国のそれは、陪審制の性質が強い制度であり、日本のそれは、参審制の性質が強い制度的な特徴を有する。各報告では、この差異を司法の実態や刑事裁判システムの構造から明らかにされる。コメントについても日本の司法制度改革の理念からみた裁判員制度の現実を評価する方向で行われる予定である（竹下コメント）。当日、法哲学的な観点から「刑事司法への国民参加のあり方」に新たな論議が展開されることを期待したい。

今回の企画では、さらに日韓の法制比較において新たな視点を提示する。比較法のみならず、比較法文化の視点から近隣国たる韓国法との比較が、日本法の位相を認識する上で有用なツールとなり始めている。近年、東アジア域内の地域連携が進展するなかで、共通した経済や政治課題に直面している日韓両国は、法学の分野でも新たな「関係性」を構築することが求められている。

＜統一テーマ報告＞

午前の部

統一テーマ「功利主義ルネッサンス—統治の哲学として」について

若松 良樹（成城大学）

1 背景とねらい

1970年代にロールズの『正義論』の出版を契機として正義論は復権したが、そこでは「功利主義は直観に反する結論を正当化しかねない」といった批判が横行していた。そのような中、日本法哲学会は時流に逆らうかのように1987年に「功利主義と法理論」を統一テーマとして掲げて学術大会を開催した。

20年以上経過した現在、再び功利主義を取り上げる理由を説明するために、1987年の年報を繙いてみよう。そこでの議論は古いタイプの功利主義に対する批判の正当性を前提とした上で、新しい形態の功利主義に可能性を求めようとする報告が中心であったように思われる。そこでの功利主義の公平、かつ慎重な取扱いを見ていると、功利主義に対して死亡宣告を下すために、あらゆる可能性を探求しているような印象を受ける。

皮肉なことに、法哲学会における検死手続きの直後、1990年代に入ると、D. パーフィットなどの議論をきっかけとして、功利主義批判の根拠となっていた我々の直観よりも、功利主義のもつ反直観性の方に哲学的、形而上学的根拠が存在する可能性が示され、英米哲学界における功利主義への関心は復権した。英米における功利主義の復権と呼応して、わが国においても生命倫理などの文脈において、倫理学者が中心となって、功利主義の研究が盛んになりつつある。かくして、わが国における功利主義は応用倫理学として復権した。

功利主義のもつポテンシャルは、別の文脈においても存在しうるだろう。すなわち、個人の倫理としてではなく統治の哲学としての可能性である。ベンサム自身も統治の理論として功利主義を構築したことを考えるならば、この文脈で功利主義が復権するか否かは功利主義にとって死活的な重要性を有しているように思われる。本企画においては、統治の文脈における功利主義のポテンシャルの検討を目的とする。

以上のような目的を達成するために、報告を二つの部分に分けた。第一部は、具体的な文脈における統治の必要性と、功利主義による回答の切れ味を堪能することを目指している。功利主義の回答は切れ味が鋭すぎて時としてグロテスクでさえありうるが、それだけに功利主義的な統治に対して我々は何らかの態度決定を迫られるであろう。

第二部においては、統治における法の役割、という法哲学会にとってはより基本的、総論的な問題について議論することとしたい。一見すると、功利主義的統治にとって法というメディアを用いなくてはならない必然性はないように思われる。より効率的な手段が存在するのであれば、法に拘泥する必要はないのではないか。この問いに答えることが第二部の課題である。

2 統治の必要性和功利主義

現代社会をどのように特徴づけるかは論者によって異なりうるが、外部性、不確実性などが存在するために、個人の選択の問題に小分けすることができず、何らかの仕方での統治が必要となる状況であるという点に関しては、一定程度の合意は存在するように思われる。

新しい統治の必要性を最も明確に示しているのは、児玉聡氏(東京大学)が扱う公衆衛生の分野であろう。児玉報告は、自律的に選択する個人を基点に据えた理論では扱いが困難である公衆衛生の問題を手がかりに、新しい仕方での統治を考えてみる必要性和、その選択肢としての功利主義の魅力の一端を伝えてくれるであろう。

ただし、公衆衛生における功利主義の切れ味は鋭すぎて、グロテスクなものさえ感じさせる。児玉はこのような印象を与える源泉をチャドウィックに求め、これとは別の可能性が功利主義には残されていることを、ミルに即して明らかにしようとする。

児玉報告にコメントを行うのは、生命倫理の分野において独自の研究を展開しつつある鈴木慎太郎会員(愛知学院大学)である。

統治のパフォーマンスを評価するに際しては、ある時点における問題解決能力だけでなく、持続可能性も考慮に入れなければならないだろう。時間という軸を入れて考える場合、将来の統治の主体となりうる子供たちの教育という問題は避けては通れない。功利主義的な統治はどのようにして教育を行い、功利主義的な社会はいかにして持続可能なのであろうか。小松佳代子氏(東京藝術大学)は教育に焦点を当てることによって、統治の動学的側面に挑戦する。

小松によるこの試みはベンサムに対する権威主義的なイメージを覆すことも目指している。これに対してコメントをするのが、フーコーと教育問題に造詣が深い関良徳会員(信州大学)である。

3 功利主義における法と制度

統治の理論といえども、個人の倫理とまったく無関係ではありえず、両者の関係は従来から功利主義にとって悩ましい問題であった。制度に従わない人が存在する不完全遵守状況においては、制度の要求に従わない方が制度の目的を実現できる可能性がある。そのような場合に、制度の要求に従うべきか、それとも制度の目的の要求に従うべきか。それともこの問いの立て方自体に問題があるのか。

安藤馨会員(神戸大学)は、個人の義務の正当化根拠と制度の正当化根拠との関係を分節化し、その座標軸に功利主義を位置づけることにより、その特徴を描き出す。この意味において、安藤報告は、統治の哲学としての功利主義の可能性と意義を考えるためのよい導入となるであろう。

新しい統治技術の開発は、功利主義と法=命令説との連関を緩める。法は命令以外の多様な形態をとり

うるし、功利主義も統治のために必要なあらゆる手段を利用することが可能であり、命令にのみ依存する必要はない。このことは、功利主義的統治における法の位置づけという新たな問題を惹起する。この大問題に取り組む大屋雄裕会員(名古屋大学)の報告は、法哲学会で功利主義を取り上げる意義について考えるよいきっかけをも与えてくれるであろう。

安藤報告と大屋報告にコメントを行うのは法と正義との密接な関連を強調している井上達夫会員(東京大学)である。

功利主義と公衆衛生

児玉 聡 (東京大学)

はじめに

ジェレミー・ベンタムの功利主義について権威主義的な解釈と自由主義的な解釈があるのと同様に、公衆衛生に対する功利主義のアプローチも、権威主義的なものと、自由主義的なものがあるように思われる。ここで難しいのは、公衆衛生は必ずしも自由主義とは相性が良くないことである。本報告では(1)まず、近年の「公衆衛生倫理学」の動向について瞥見し、(2)公衆衛生に対する功利主義の権威主義的アプローチと自由主義的アプローチについてチャドウィックとミルに即して理論的検討を行ない、(3)現代の公衆衛生上の問題について功利主義的視点から考える。最終的には自由主義的アプローチが支持されるが、その課題についても指摘する。

1. 「公衆衛生倫理学」について

2000年代から注目を浴びている公衆衛生倫理学の概要を紹介する。感染症・自然災害対策や健康増進など、公衆衛生的活動には個人の自由を制約する「全体主義的・権威主義的」側面がある。そのため、より積極的な公衆衛生活動を支持する人からは、他者危害原則を中心とするミル流自由主義の限界が指摘され、代わりに公衆衛生活動を支える理論として、個人に対するコミュニティの優位性を強調する共同体主義(共和主義)が提唱される傾向にある。しかし、ブルース・ジェニングズの議論など、共同体主義で言われていること——たとえば、「共同体全体の共通善を維持促進する責任が、自分の行為指針となり、自己のアイデンティティを形成している感覚」を市民が持つべきこと——は、かなりの程度まで功利主義で受容できる。また、共同体主義は具体的指針に欠けるため、実践的な有用性については疑問符を付けざるをえない。そこで、ミルも含めた、功利主義に基づく公衆衛生のあり方について再検討する。

2. 公衆衛生と功利主義

英国の公衆衛生活動が本格化したのは、1834年の救貧法改正および1848年の公衆衛生法成立の頃であり、両者にベンタムの弟子の一人であるエドウィン・チャドウィック(Sir Edwin Chadwick (1800-1890))が大きくかかわっていた。チャドウィックは、功利主義の一つの方向性、すなわち権威主義的でパターンリスティックな公衆衛生活動を示している(彼は、「彼は本質的に専制君主で、官僚なのである。彼は人民はよく管理されるべきだと思っているが、彼らが自ら統治する可能性を持っていることを信じないのである。彼は、彼ら自身のために強制するのである」と批判された)。ここでは、まず、チャドウィックの活動の成功と失敗について見ることで、功利主義が陥りかねない「権威主義的」公衆衛生活動の危険について

見る。

次に、ジョン・スチュワート・ミルの『自由論』その他における公衆衛生について論じた箇所を見ることで、その対局にある「自由主義的」公衆衛生活動の方向性について見る。そこでは、個人の利益は本人が一番よく知っているという想定のもとに、公衆衛生活動はパターナリズムではなく他者危害が原則となるだろう。「公衆衛生に関する法の本来の目的は、人々が自らの健康に留意するように強要することではなく、人々が他者の健康に危害を加えるのを防止することである。もし彼らが自分の健康だけのために行うべきことを法によって命じるならば、当然、大半の人々はそれを圧政そのものと見なすであろう。」(ミルのヒューウェル論より)しかし、ミルは他者危害原則以外にも、政府による市民の行動への介入の可能性についても語っている。『自由論』第四章、第五章の議論を詳しく見ることで、ミル流自由主義における公衆衛生活動の可能性について検討する。

3. 現代の具体的事例

上記のように、功利主義的な公衆衛生活動に二つの方向性があるとした場合に、現代の公衆衛生上の問題についてどのような示唆があるかを検討する。事例はたばこを取り上げる。たばこの規制は、他者危害(副流煙)を理由とするものと、自己危害を理由とするものに大きく分かれる。まず、功利主義者グッディンの議論を見る。彼の議論には、他者危害原則と、ある種のパターナリズムが混在している点を確認する。次に、「全面喫煙」の喫茶店を規制すべきかどうかについて考える。

結論の方向性

功利主義的な公衆衛生活動と言えば、チャドウィック的な権威主義的な公衆衛生活動を思い浮かべるかもしれないが、ミル流自由主義に基づく公衆衛生活動の方向性がありうることを確認すると同時に、ミルの議論には近年の公衆衛生倫理学の議論で想定されている以上に広がりがあることを指摘する。また、当時の功利主義者たちが認識していたように、公衆衛生活動は、ある行為を自由にするか、規制するかという二元論ではなく、公衆衛生教育や「ナッジ」的な方向性も積極的に採用すべきである。

功利主義と教育—J. ベンサムの統治論における教育の位置づけを中心として

小松 佳代子（東京藝術大学）

日本の教育学では、とりわけ 1990 年代以降、教育の自由化論の進行とともに新たな形で法哲学や政治哲学の研究から学ぼうとする機運が見られる。それは、教育学の理論的基盤を問いなおす動きとも関連しながら、学校選択制論やシティズンシップ教育論として展開されている。このような教育学の研究動向において功利主義はどのように位置づけられるのか。性格形成論を含む J. S. ミルについては、シティズンシップ教育論などの思想的基盤となり得る視点を持っていたことが指摘されるが、それに対してベンサムは否定的に言及されるのみである。そもそも教育学（教育史・教育思想史も含めて）において、ベンサムの功利主義が取り上げられること自体まれである。

しかし、ベンサムの統治論における教育の位置づけを丁寧に追っていくと、教育という個人への働きかけを通じた新たな社会構築という目論見が見えてくる。成長途上の子どもを対象とする教育は、子どもの発達という時間軸を組み込まざるを得ず、それ故に常に不確実性をもつ。さらに、教育という営みそのものが子どもに組み込まれて当の子どもの価値観の変容をもたらし、しかも子どもの常なる発達は教育の効用を捉えることを困難にする。この点が、市民によって構成される社会を前提とした法哲学や政治哲学とは違う教育学の特殊な面である。

本報告は、ベンサムの立法論・施設管理論・教育論などから、功利主義における統治論が教育をどのように組み入れているかを明らかにするとともに、教育という要素を含み持つ統治論がいかなる射程を持つものとなるのかを考察することを目的とする。

『道徳と立法の原理序説』でベンサムは、教育術(art of education)を、未成年状態にある人々を導く技術として、統治の一様態としている。未成年状態にある人への働きかけである教育はまた、「間接的立法論」においては、市民的統治(civil government)よりも強力で介入的な家族的統治(domestic government)として作用するとされる。自律的個人を前提にするがゆえに統治作用として弱さを抱え込む市民的統治を補完するものとして教育は位置づけられる。ベンサムの統治論は、教育を突破口にして国家が人々の性向に直接的に働きかける回路を開く。ここにおいて教育は、統治を基底から支えるものとして位置づけられているのである。

統治の対象から外れる未成年者への働きかけは、家族的統治に見られるように、その性向に配慮し公益に資するよう方向づけていくような継続的配慮を必要とする。それゆえ、犯罪者や貧民といった社会からの逸脱者を社会の全うな成員へと矯正していくことと、子どもや若者の教育とが、『パノプティコン』では同じ土俵に乗せられる。だが、未だ市民ならざる子どもや若者は、逸脱者の更正とは違い、市民へとあらかじめ方向付ける「予備的矯正」とでも言うべきものである。ここにおいて、教育をめぐる統治論は、未来においてどのような社会を構想していくかという、時間を含んだ統治論にならざるを得ない。

そのことを端的に論じたのが、『パノプティコン』の姉妹編だとされる『貧民の管理向上論の概要』

である。18世紀末において増大する救貧費に対してベンサムが構想したのは、イングランドとウェールズのすべての勤労院を統括する全国慈善会社(National Charity Company)である。ベンサムの救貧論は、貧民処遇について論じるだけでなく、勤労院で生まれて成人するまでそこで教育される子どもに大きな期待を寄る。そうした「生来の(indigenous)」徒弟を大量に教育することで、新たな社会を創出することを目指したのが、ベンサムの「全国慈善会社」の構想である。ベンサムにとって教育は、今ある社会の統治を有効に働かせるというだけでなく、統治の基底をなす教育そのものを変えることで、新たな社会を生み出し統治構造そのものを変えることを目指したものであった。その意味で教育は、まさに「小型の統治(government in miniature)」なのである。

ベンサムの施設管理論で重要なのは、監獄や救貧院の経営が請負制によってなされるという点である。民間の経営者に業務を請け負わせつつ、「利益と義務を結びつける」原理と、世論のチェックを可能にする公開性によって、人道的な処遇を確保しようとするものである。ベンサムの統治論の特徴は、個々の自由な利益追求が、全体の利益へと接続していくところにある。その意味で自由主義的な統治と言えよう。

しかし、ベンサムの統治論、特に間接的立法論、パノプティコン論、救貧論は、ベンサムの思想を権威主義的なものであるとする見方の根拠とされてきた。ベンサムの思想が自由主義的か権威主義的かという議論がベンサム研究者の間で論争となっているが、教育学ではこの議論は、レッセ・フェールの原則に立って教育への国家介入を否定する上・中流階級向けの教育と、社会統制的な民衆教育という二重構造として理解されてきた。しかし、ベンサムにおいて、教育のモーメントを入れることでこの二つの側面は矛盾なく位置づく。現存の社会では、快苦という情念によって動かされる人間理解のもと、個々人の利益と義務とを結びつけることで社会統治を凶らざるを得ないが、改革された政府および行政組織、そしてそれを十全にチェックし得る公衆によって構成される国家においては、「教育に対する国家介入」によってこそ、個人の自由が実現するという構図がもたらされるのである。ベンサムの学校構想である『クレストメシア』における事細かな生徒管理の方法、体系的カリキュラムなども、この観点から見れば、教育の不可逆性や不確実性という統治に於ける教育の特異性を見越して、確実な統治を目指した制度設計であったと見ることができるのである。

このようなベンサムの教育論を、法哲学の立場から教育に言及しているA.ガットマンなどの議論と比較してみるとその特異性がよくわかる。個々の問題についてその都度討議するなかで既存の社会を超えていく価値創出を目指すのが、討議民主主義に基づくガットマンの教育理論である。ベンサムもその晩年政治的腐敗に対するチェック機能として「世論法廷」を構想するが、世論を構成する市民たり得る資質を涵養するという教育の問題を含んでこそ、世論法廷が統治機能として十全に働くと考えていたのだと思われる。すべての子どもを生まれた時からあらかじめ整序された環境において教育することができれば、次の世代には個人の利益と社会全体の利益とが一致する新たな社会を構築することができる。そう考えるベンサムにとって、教育は、まだ見ぬ統治構想の具体的範型と言うべきものだったのである。

午後の部

統治理論としての功利主義

安藤 馨 (神戸大学)

0. 予備的確認
 - 0.1 功利主義と正義の理論
 - 0.2 制度の正義性について
 - 0.3 制度の評価と行為の評価について
 - 0.4 功利主義と統治の理論

1. 功利主義：包括的理論と部分的理論
 - 1.1 功利主義に対する批判：普遍性と要求の高さ
 - 1.2 応答とその諸類型
 - 1.3 リベラリズムとしての功利主義
 - 1.4 制度の正義論としての功利主義

2. 功利主義による制度の道徳的評価とその諸類型
 - 2.1 自然犯型行為当為
 - 2.2 法定犯型行為当為
 - 2.3 規範的指令型事態当為
 - 2.4 因果的惹起型事態当為
 - 2.5 法理論上の含意

3. 統治の技法
 - 3.1 傾向性介入の諸類型
 - 3.2 顕現介入の諸類型

本報告では、功利主義が統治理論であるということを通じて、功利主義が統治に関する規範理念でありうるその様態と、法を含む統治とその制度が功利主義的に正しいということの概念的分析が行われる。また、この分析に関連し、功利主義の下で「道徳的権利」や「道徳的に正当化された権利」がどのような条件下で成立しうるかを与え、また制度の正義性を与える正義論と法概念論との間の関係について目下の法実証主義的法理論に於ける法の権威主張理解を巡る論争への含意を概観する予定である。最後に、法を含

む様々な統治の様態・技法を分類することによって正義に適った統治という主題について思考する際の枠組を提示し、功利主義的統治に於ける法の意義ないし無意義について検討したい。

功利主義と法：統治手段の相互関係

大屋 雄裕 (名古屋大学)

統治の哲学としての功利主義を法哲学から問題にする際の一つの課題は、〈なぜ法か〉という点にあるだろう。功利主義にとって唯一の目的は被治者の福利の最大化であり、それを実現するための手段には——まさに安藤馨が自由についてくり返し指摘している通り——内在的な価値を認めないことになるだろう。だとすれば法も、あくまで統治目的を実現する手段の一つとして、たとえば純粋な暴力による威嚇やアーキテクチャ、あるいは教育や誤導のような手段と同列に位置付けられることになるはずである。したがって、おそらく功利主義は、法哲学の一つの基本問題である「法による支配と強盗の脅迫はどう違うか」という問いに、次のように答えることになる——何も異なるところはない、両者を分けるものはただ帰結の良否のみである、と。

本報告の目的は、本当にそうなのか、あるいは法に他の統治手段とは異なる意義や価値が存在するのか、あるとしてそれは内在的なものなのか、あくまでも手段的なものなのかといった問いについて分析することにある。その際我々は、民事法・刑事法といった法の一分野の特徴というよりは、それらを貫通し、他の手段との比較によって捉えられるような性質について論ずることになるだろう。

具体的には、現実の法制度が事前規制にコミットする際に残されている一定の留保ないし自己抑制に注目し、それがあらゆる主体の幸福に平等かつ無制限に配慮する正統な功利主義の発想とズレていることを確認する。その上で、ベンサムと同じく統治の哲学として功利主義をとらえている安藤馨の議論を題材として、誰が・どのような根拠によって自律的な人格と認められるべきかという問題をめぐる〈私〉秩序がそこでは純粋に手段的に理解されていること、従って一定の場合にはそれらを改革ないし放棄すべきことが前提されていることを指摘する。

これらの議論を展開する目的は、次の二点にある。第一に、ベンサム＝安藤的な統治功利主義において統治を実現するものは「われら人民」でも統治者でもなく、制度とそれを支える物理的構造、すなわちアーキテクチャだということを確認し、従ってそれが我々の主体性への信念と重大なコンフリクトを抱える点を指摘すること。統治功利主義とは何であり、それが〈この私〉とどのような関係にあるのか(あるいは関係ないのか)という点について述べることを試みる。

第二に、それに対して現実に我々が活用している法という統治手段がどのような特性を持っているかを分析すること。特にその際、法がある存在に権利・義務を帰すことにおいてその対象を人格として・自律的な個人として認定している点、そのように他者を他者として作り出すこと自体が本質的には暴力的な選択でしかあり得ない点に注意を促す。個人として扱われることは〈この私〉にとって苦痛でしかないかもしれないが、それでもなお個人を基礎とした〈私〉秩序を形成し、維持するために現実の法は機能している。従って、仮に我々がそこで示されているような〈私〉秩序になんらかのコミットメントを有するなら

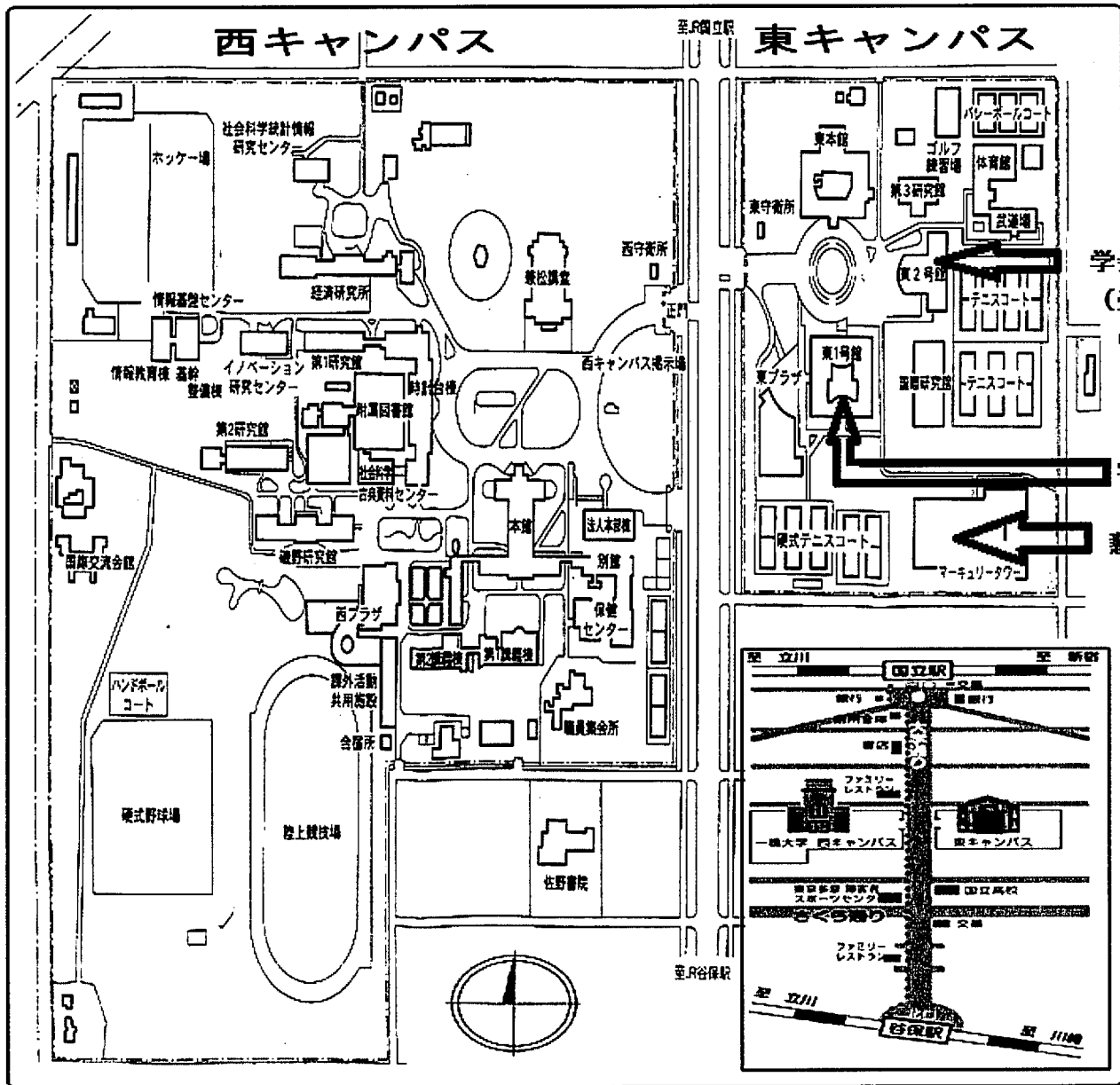
ば、功利主義を活用すべき範囲に一定の限界が画されることになるはずだというのが、結論として目指される方向性になるだろう。

なお本報告のための補助線として、以下の二点を挙げておく。

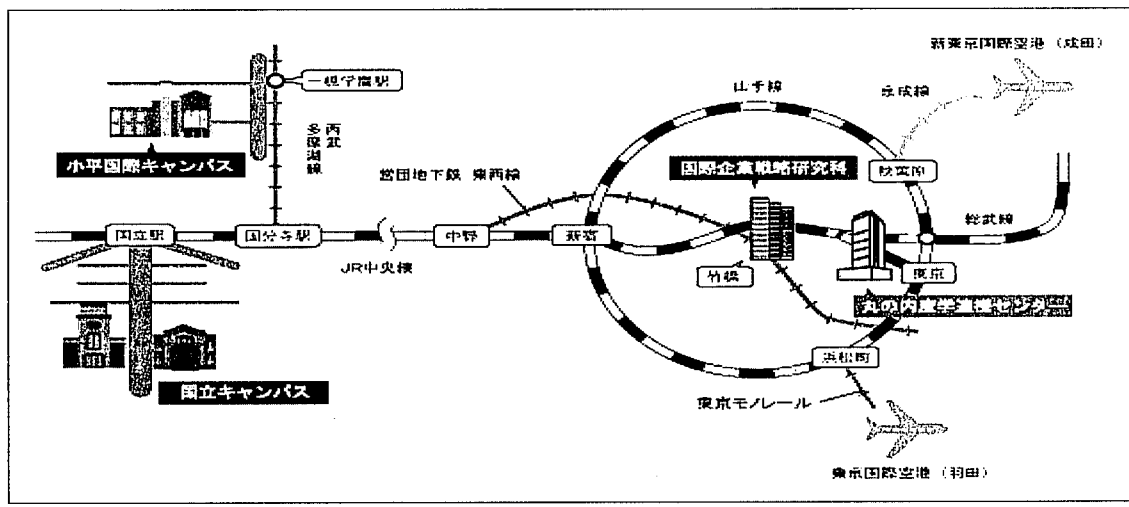
大屋雄裕「自由か幸福か、それとも自由という幸福か」加藤秀一 編『自由への問い 8 生：生存・生き方・生命』岩波書店, 2010, pp. 195-217.

大屋雄裕「他者は我々の暴力的な配慮によって存在する：自由・主体・他者をめぐる問題系」別冊「本」『RATIO 01』講談社, 2006, pp. 240-260.

一橋大学国立キャンパス内案内図及び
キャンパスへの交通案内



学会会場 (受付)
学会会場
懇親会会場



※中央線国立駅下車南口から徒歩約6分